

平成18年7月 制定
平成19年3月 一部改正
平成27年1月 一部改正
平成31年3月 一部改正
令和4年2月 一部改正

開発指導基準



湖南広域消防局

目 次

●第1章 総 則

- 1 目 的 1
- 2 適用範囲 1

●第2章 消防水利の設置基準

- 1 消防水利 1
- 2 消防水利の種類 1
- 3 消防水利の必要能力 1
- 4 消防水利施設等の設置基準 2

●第3章 消防活動空地の設置基準 2

●第4章 技術基準

- 1 消防水利の構造等 2
- 2 消防活動に必要な空地等の構造等 5
- 3 その他の施設 7

●第5章 消防水利施設等検査基準

- 1 事務手続き必要事項 7
- 2 認可及び検査 8

●図

- 1 消防水利標識・消火栓器具格納箱 図 1
- 2 湖南消防式移動式消火栓器具箱 図 2
- 3 防火水槽用標識・防火貯水槽用鉄蓋・防火水槽標準図 図 3
- 4 採水管の基準・地中張り貯水槽・消防用設備等と併用する場合 . . . 図 4
- 5 消防活動に必要な空地等の構造等 図 5

●別表

- 1 採水口配管口径算定表 別表第 1
- 2 開発行為に伴う消防関係検査内容等一覧 別表第 2

●様式

- 消防施設等検査済証 様式第 1 号
- 開発協議確認書 様式第 2 号

湖南広域消防局開発指導基準

第1章 総 則

1 目 的

湖南広域消防局管内において行われる開発行為について、統一した指導基準を定めることで管内の消防水利施設等の整備を平等かつ公平に審査するとともに、災害時における消防活動が円滑・有効に実施できることを基本理念とし、管内住民の安心・安全・快適な暮らしを担うこと目的とする。

2 適用範囲

この基準は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為及び事業を行おうとする土地を所管する市の開発指導に関する条例、規則、要綱、指針等（以下「市条例等」という。）の適用を受ける開発事業のうち、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合に適用する。

- （1）消防活動上有効な消防水利が確保できない場合
- （2）専用住宅以外の建築物で、地上階数が4以上又は高さが12mを超える建築物を建築しようとする場合
- （3）専用住宅以外の建築物で、エレベーター又はオートロック管理システムを設置しようとする場合（オートロック管理システムについては、共同住宅の共用部分に限る）

第2章 消防水利の設置基準

1 消防水利

消防活動に必要な最低限の水利が十分でない場合に設置する消防施設は、消防法第20条第1項の規定に基づく消防庁勧告の「消防水利の基準を定める告示」（昭和39年消防庁告示第7号。以下「水利基準」という。）に従って設置しなければならない。

2 消防水利の種類

消防水利とは、次に例示するもので消防法により指定されたものをいう。ただし、この基準に定める消防水利は、水利基準に基づく防火水槽及び消火栓を原則とする。

- （1）消火栓
- （2）私設消火栓
- （3）防火水槽
- （4）プール
- （5）河川・溝等
- （6）濠・池等
- （7）海・湖
- （8）井戸
- （9）下水道

3 消防水利の必要能力

- （1）消防水利は、常時貯水量が40 m^3 以上又は取水可能水量が毎分1 m^3 以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものとする。
- （2）消火栓は、65mmの口径を有するもので、管径150mm以上の配管で設置すること。ただし、管網の一辺が180m以下となるように配管できているときは、75mm以上とすることができる。
- （3）私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したとき、前記（1）に規定する給水能力を有するものとする。

4 消防水利施設等の設置基準

- (1) 消防水利は、表1に掲げる用途地域に応じた半径の円で開発区域のすべてを包含するように設置するものとする。ただし、建物の新築、増築又は改築を行う場合で、開発区域の形状及び用途の変更を伴わない場合については、前段の「開発区域のすべて」を「新築、増築又は改築しようとする建築物」と読み替え適用するものとする。

【表1 消防水利配置の基準】

用 途 地 域	配 置 の 基 準
近隣商業、商業、工業、工業専用地域	半径 100m以下
その他の用途地域、未指定地域	半径 120m以下

- (注) 1 消火栓のみに片寄ることのないように考慮しなければならない。
2 活動障害(河川、線路又は高速道路)が存在する場合は歩行距離について考慮しなければならない。

- (2) 開発目的が分譲開発(住宅を目的とした分譲開発をいう。以下この基準において同じ。)である場合には、(1)の包含に加えて、初期消火を主眼とした消火栓を設置するものとし、その場合の管径は75mm以上で、(1)により設置する消火栓を含めて半径60m以下で開発地のすべてを包含するものとする。

- (3) 防火水槽は、表2に掲げる基準に従い設置するものとする。

【表2 防火水槽の設置基準】

開発面積等	設 置 の 基 準
3ha未満	消防水利が地形及び給水事情等で消防活動が有効でない場合は、最小限1基を設置すること。
3ha以上	1基を設置し、さらに3haごとに1基を追加設置する。設置場所は、消防活動上有効な配置を考慮しなければならない。

- (注) 1 地域の水利事情及び将来のブロック開発等を鑑みて協議しなければならない。
2 開発目的が分譲開発であって、集会所又は公園、緑地等の計画がされた場合には、開発面積に関わらず別途協議しなければならない。
3 消防法施行令第29条の規定に基づき連結送水管を設置する防火対象物にあっては、防火水槽を設置するものとする。ただし、当該送水口から半径60m以内に公設防火水槽又は基準消火栓が存在する場合は、当該水利をもって替えることができるものとする。
4 消防法に基づく消防用設備等にかかる水源と併用する場合は、本章3(1)に示す必要能力に、当該消防設備等に要する水量を加算するものとする。

第3章 消防活動空地の設置基準

はしご付き消防ポンプ自動車又は屈折はしご付き消防ポンプ自動車(以下「はしご車等」という。)が、中高層建築物の火災等において消防活動を行うために、地上階数が4以上又は高さが12mを超える建築物には、建築物の周囲に消防活動空地を設置するものとする。

第4章 技術基準

1 消防水利の構造等

消防水利の構造等は、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 消火栓の基準

- ア 枠は鉄筋コンクリート製、鋼鉄製、鋳鉄製又はこれらと同等以上のものであること。
イ 消火栓蓋と放口及び開閉バルブとの距離は30cm以内とすること。

ウ 消火栓蓋は、丸型、鍵無しのものとする。

エ 消火栓蓋枠の周囲には、幅 15 cm の黄色焼付塗装を施工すること。

(2) 消火栓の付帯施設

ア 消火栓標識 (図 1 参照)

分譲開発に伴い設置する消火栓には、表 3 に示す標識を設置するものとする。

設置場所は消火栓から 5 m 以内とする。ただし、周囲の状況により見やすい位置に設ける場合は別途協議により決定するものとする。

【表 3 消火栓標識】

種別	形式等
支柱	丸ポール埋込型、新建植 575 型車道用又は歩道用
標識板	丸ポール埋込型は片面用又は両面用 (視認性による) 新建植 575 型は両面用
文字	消火栓

イ 消火栓器具格納箱 (図 1・2 参照)

分譲開発に伴い設置する消火栓には、据え置き型ホース格納箱、固定式ホース格納箱又は湖南消防式移動式消火栓器具箱のいずれかに表 4 に掲げる消火栓器具一式を収納して設置し、用地の帰属及び管理については、管轄市と協議するものとする。

設置場所は消火栓から 5 m 以内とする。ただし、周囲の状況により見やすい位置に設ける場合は別途協議により決定するものとする。

【表 4 消火栓器具一式】

消火栓器具の内訳	基準数
筒先 (可変ノズル、背負いバンド付き)	1 本
ホース (65 mm × 20 m)	3 本
スタンドパイプ	1 本
開閉キー	1 本

(注) 1 ホースの本数については、開発地の障害物、その他の状況により追加設置について別途協議すること。

2 「開閉キー」については、既設消火栓の蓋の使用型式に対応できる「開閉キー」を設置するものとする。

3 消火栓に設定した際「スタンドパイプ」と「開閉キー」とが干渉しないように相互の長さを考慮すること。

ウ 既設消火栓に対する付帯施設の設置

分譲開発において、開発地を消火栓標識又は消火栓器具格納箱若しくはその両方が未設置の既設消火栓で、初期消火を主眼とした 60 m 包含する場合に設置する付帯施設は次のとおりとし、設置数及び設置場所は別途協議により決定するものとする。

(ア) 既設消火栓から開発地までの距離が 5 m 以内の場合は、消火栓標識及び消火栓器具格納箱 (器具一式を含む) を開発地内に設置する。

(イ) 既設消火栓から開発地までの距離が 5 m より離れる場合は、消火栓器具格納箱 (器具一式を含む) を開発地内の有効な位置に設置する。

(3) 防火水槽の基準 (図 3・4 参照)

ア 公設の防火水槽

防火水槽の構造は、消防水利の基準第 6 条 (消防水利の構造) 及び消防防災施設整備費補助金

交付要綱（平成14年4月1日消防消第69号）（耐震性貯水槽）並びに耐震性貯水槽の設計手引き及び管理マニュアルによるものとする。

イ 私設の防火水槽

公設の防火水槽の構造と同様の技術基準とするが、私設防火水槽については、維持管理義務者を明確にし、常に適正な状況に管理するものとする。

ウ 防火水槽の構造

- （ア）貯水量は、常時40 m³以上を有すること。
- （イ）消防自動車が容易（2 m以内）に部署できるものであり、かつ、取水部分の水深が50 cm以上であること。
- （ウ）地盤面から取水部底面までの落差は、4.5 m以下であること。
- （エ）吸管投入孔の直下に、所要水量のすべてを有効に吸い上げられるよう集水ピットを設けること。その深さは50 cm以上とし、幅は一辺が60 cm以上又は直径が60 cm以上とすること。
- （オ）吸管投入孔は丸型を原則とし、内径60 cm以上とすること。なお、投入孔は2箇所設けるとともに鉄蓋については別に指定する材質のものとする。
- （カ）公園に設置する場合は、都市公園法（昭和31年法律第79号）の規定により、管内構成4市の各公園管理者の占用許可が得られる構造のものとする。
- （キ）安全対策及び保守点検のため、吸管投入孔の開口部から作業員が容易に水槽底に降りられるようタラップ（足掛け金物ービニール被覆ダクタイル鋳鉄製）を設置すること。
また、転落防止対策を講じること。
- （ク）公園等で防火水槽の周囲にフェンスを設ける場合は、吸管投入孔直近のフェンス開口部（内開き）を投入孔と同数設けること。
- （ケ）給水管、排水管及び採水口等の設置については、別途協議すること。
- （コ）主要構造部分の材質、強度等については、「消防防災施設整備費補助金交付要綱」に合致したものとする。
- （サ）二次製品の防火水槽は、財団法人日本消防設備安全センターの認定を受けたものであること。
- （シ）維持管理は、その所有者、管理者又は占有者が行うものとする。
- （注）上記のほか、消防庁告示に基づき基準等の改正があった場合、当該基準の適用を受けることとなるときは、改正後の基準によらなければならないものとする。

エ 給水管

- （ア）管径40 mm以下とし、自動給水装置（ボールタップ方式）若しくは手動式バルブを設けること。
ただし、給水管と同等以上の消火栓が直近（20 m以内）にある場合、又は設置できる場合はこの限りでない。
- （イ）開閉バルブは、地盤面から40 cm以内とする。
- （ウ）止水栓蓋枠の周囲には、幅15 cmの黄色焼付塗装を施工すること。ただし、公園等に設置し周囲に塗装を施すことが困難な場合は蓋本体を塗装すること。

オ 排水管

- （ア）管径は、給水管以上の配管を設置すること。
- （イ）排水管の設置位置は、給水管より低い位置にあること。

カ 鉄蓋

- （ア）管轄市又は所轄消防署長が指定するもので、JIS G 5502 規定球状黒鉛鋳鉄品と同等以上のものとし、蓋（FCD 700）、受け枠（FCD 600）とも基準に適合しているものであること。（蓋、受け枠と併せて70 Kg以上のものをいう。）
- （イ）鉄蓋には、取手及びこじり穴を付けること。
- （ウ）蓋枠の周囲には、幅15 cmの黄色焼付塗装を施工すること。ただし、公園等に設置し周囲

に塗装を施すことが困難な場合は蓋本体を塗装すること。

キ 採水口

(ア) 設置

防火水槽の構造等により採水口を設ける場合は2個以上設けるものとし、1個ごとに単独配管とすること。

(イ) 材質

- a 採水口の配管（以下「採水管」という。）は、管径100mm以上の鋼管とし錆止め等の措置を講ずること。
- b パッキンゴムの材質は、良質の黒色合成ゴム製品で耐摩耗性に富み、耐候性が強く容易に変質及び亀裂を生じないものであること。

(ウ) 構造

- a 採水口は、呼称寸法75mmのメネジとし、消防用ネジ式結合金具の結合部寸法に適合し壁体に固定させるか、単口スタンド型とし「採水口」である旨の標示をすること。
- b 採水口の取り付け位置は、原則として地盤面から0.5m以上1m以下とし、かつ、消防自動車の吸管（10m）1本で吸水できる位置に設けること。採水口相互間は、0.5m以上1m以内（壁型の採水口は0.5m以内）の離隔距離をとること。
また、植え込み等による活動障害となるものが存在しないこと。
- c 採水管の延長は、採水口配管口径算定表（別表第1）のとおりの換算値合計6.6m未満とし、集水ピットの底から20cmの距離をとること。
- d 採水管の下部には、ストレーナーを設置しないこと。
- e 採水管には、振動止めとなるサポート等を設置すること。ただし、二次製品については、二次製品製造業者と協議のうえ設置すること。（原則として躯体には穴を開けない。）
- f 採水口を設置する場合は、採水管と同径以上相当の地上へ通じる通気管及び直径60cm以上の点検口を設けること。なお、孔ありの鉄蓋であっても通気管を設置すること。
- g 消防用設備の送水口を設置する建築物に採水口を設置する場合は、原則として送水口と区分したうえ隣接して設置すること。
- h 立ち上がりの採水口及び送水口を車両の往来のある場所に設置する場合は、保護枠等を設置すること。

ク 区画を有する防火水槽

地中張り貯水槽等で区画を有する防火水槽を設置する場合は、通気口、人通口、通水口（連通管）等の必要な施工を行うこと。

ケ 防火水槽標識（図3参照）

防火水槽には、表5に示す標識を設置するものとする。

設置場所は防火水槽から5m以内とする。ただし、周囲の状況により見やすい位置に設ける場合は別途協議により決定するものとする。なお、詳細にあつては、別途協議すること。

【表5 防火水槽標識】

種別	形式等
支柱	丸ポール埋込型、新建植575型車道用又は歩道用
標識板	575型全面反射型又は両面用
文字	防火水槽 ※貯水量が40m ³ 以外の場合は、標識に貯水量を明示すること。

2 消防活動に必要な空地等の構造等

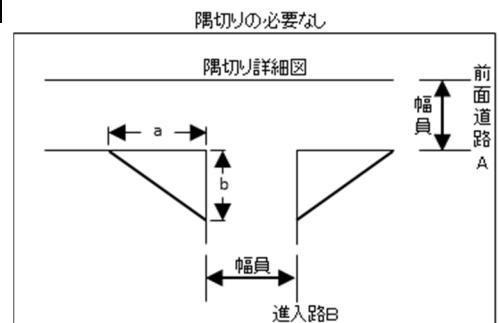
- (1) 空地は、次に掲げる位置に設けるものとし、詳細については別途協議すること。

- ア 建築物の避難上有効な開口部、ベランダ等のある側面に面していること。
- イ 空地は建物外壁面に添って間隔40m以内ごとに1箇所設けること。
- ウ はしご車等の活動に必要な空間部分には、操作上支障となる架空電線等の障害物がないこと。
- (2) 空地の構造は、次の各号に掲げる基準によるものとする。
- ア 空地の地盤面は、平坦で強度ははしご車等の車両総重量25t、最大ジャッキ荷重9tに耐える強度を有する構造のものであること。
- イ 空地の路面は、平坦であり、はしご車等の車両がすべり、めり込み現象等を起こさない堅固な強度を有する構造のものであること。
- ウ 空地が全体的に傾斜している場合は、5%以下の勾配であること。
- (3) はしご車等の進入に伴う道路又は通路（以下「進入路」という。）の幅員等については、次に定めるところにより進入口を確保すること。
- ア 進入路の幅員は、4m以上として、前面道路と進入路が同一平面で直角に交差し、接続している場合は表6に定める数値以上の幅の隅切りをしなければならない。
- イ 進入路は、10%以下の勾配とすること。
- ウ 進入路には、4m以上の必要な空間を確保するとともに、植樹、アーチ、渡り廊下、空中架線等のはしご車等の通行に支障となるものが存在しないこと。
- エ 進入路の地盤構造は、はしご車等の車両総重量25tの荷重に耐える強度を有する構造のものであること。

【表6 隅切り寸法表】

(単位：m)

前面道路A 進入路B	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
4	a×b 10×10	7×9	5×8	4×7	3×6	2×5	1.5×4	1×3	0.5×2	0.5×1
5	9×7	6×6	4×5	3×4	2×3	1×2	0.5×4			
6	8×5	5×4	3×3	2×2	1×1					
7	7×4	4×3	2×2	1×1						
8	6×3	3×2	1×1							
9	5×2	2×1								
10	4×1.5	1×0.5								
11	3×1									
12	2×0.5									
13	1×0.5									



(注) 1 道路の交差角度が90度以外の場合は、別途協議により表6の数値を増減することができる。

2 表6によりがたい場合は、別途協議しその指示によること。

- (4) 建築物の構造、敷地並びに周囲の状況から空地が確保できない、又は有効でない場合は、次に掲げるいずれかの基準を満たすことにより、消防活動空地の代替措置とすることができる。
- ア 非常用エレベーターの設置
- イ スプリンクラー設備の設置
- ウ 2以上の直通階段の設置
- (ア) 2以上の直通階段のうち1の直通階段は、建築基準法施行令第123条に定める屋内避難階段、屋外避難階段又は特別屋内避難階段（以下「避難階段等」という。）とすること。

- (イ) 避難階段等を常時施錠する場合には、消防隊が容易に進入できるよう処置を講ずること。
- (ウ) 建築物の構造等の理由により 2 以上の直通階段を確保できない場合は、1 の避難階段等を確保した上で、3 階以上の階に下階から開放可能な上下開放式ハッチ（70 cm×70 cm）を設置することにより、1 の直通階段とみなすことができる。

(5) はしご車等の部署位置に必要な空地の広さ及び位置は、次のとおりとする。（図 5 参照）

ア 空地の広さ并表示

空地の広さは、幅 6 m、長さ 12 m 以上とし、その空地内には斜線を引き、中央に「消防隊専用」と黄色で焼付塗装すること。ただし、建築物の意匠等により、黄色による焼付塗装が好ましくない場合は、ポイント標示及び標識に替えることができる。

標識は、車両の進入経路から容易に視認できるものとし、支柱又は壁面に取り付けること。

建築物周囲の通路等を消防活動空地とする場合は、斜線標示等は不要とし、標識を 40 m 以内ごとに設置指導すること。

（注）ポイント標示・・・塗布幅 15 cm で一辺が 60 cm の黄色焼付塗装とする。

（斜線標示の塗布幅も同様とする。）

イ 空地の位置

空地の位置は、はしご車等の据え付け方向に応じて原則として次の方法によるものとし、詳細については別途協議すること。

（ア）はしご車等を横向き（建物外壁面に平行）に据え付ける場合

非常用進入口又は避難上有効な開口部の直下（バルコニーを有するものにあつては、当該バルコニーの先端の直下をいう。）から 2 m 離れた位置に、長辺の一边が建物と平行になるように設けること。

（イ）はしご車等を縦向き（建物外壁面と直角）に据え付ける場合

非常用進入口又は避難上有効な開口部の直下（バルコニーを有するものにあつては、当該バルコニーの先端の直下をいう。）に短辺の一边が建物と平行になるように設けること。

3 その他の施設

（1）トランク付きエレベーターの設置基準について

建築物にエレベーターが設置される場合は、次に掲げる基準に従い設置するものとする。

ア 奥行き 2 m 以上を確保すること。

イ トランク付きの場合には、外部から容易に視認できるよう地上に通じる階の視認しやすい場所にステッカー等で標示すること。

ウ トランクキーはメーカーを問わず「統一キー」とすること。

（2）オートロック管理システムの設置基準について

オートロック管理システムを採用する防火対象物は、次に掲げる基準に従い設置するものとする。

ア 解錠押切ボタンは、床面からの高さ 2.5 m 以下かつ一般人の届かない天井等に取り付けることとする。ただし、設置場所が困難な場合については、別途協議するものとする。

イ 解錠は、原則として自動火災報知設備連動開錠方式と解錠押切ボタンを併せた機能とする。

ウ 停電時に解錠可能な対策を講じるものとする。

エ 常時管理人室等に管理する者がいる場合は、遠隔解錠方式とすることができる。

第 5 章 消防水利施設等検査基準

1 事務手続き必要事項

協議終了後に、「開発協議確認書」（様式第 2 号）又は市条例等に定める開発協議確認に関する指定様式に次の必要書類を添付し、2 部提出するものとする。また、工事が完了したときは、速やかに報告するとともに検査を受けなければならない。なお、検査手順については、別表第 2 「開発行為に伴う消防関係検査内容等一覧」のとおりとする。

- (1) 消火栓
 - ア 付近見取図
 - イ 配置図（消防水利等の位置を記載したもの。）
- (2) 防火水槽
 - ア 付近見取図
 - イ 配置図（消防水利等の位置を記載したもの。）
 - ウ 防火水槽構造図（給排水計画図を含む。）
 - エ 工事進捗状況写真（工事施工中のものを含む。）
 - オ その他（二次製品であれば型式認定書及び仕様のカタログを添付のこと。）
- (3) 消防活動空地
 - ア 配置図（消防活動空地、標識等の位置、寸法を記載したもの。）
 - イ 代替措置とする場合の施設等配置図
- (4) エレベーター、オートロック
 - 配置図（エレベーター寸法、構造等を記載したもの。）

2 認可及び検査

認可及び検査は、次のとおりとする。

- (1) 図面審査
 - 位置・構造等に係る必要書類を提出し、認可を受けること。
- (2) 防火水槽中間検査（躯体検査）
 - ア 財団法人日本消防設備安全センター認定製品
 - 埋め戻し前に認定番号及び配管等施行状況について検査を行う。
 - イ 財団法人日本消防設備安全センター認定製品以外の防火水槽
 - 配筋、配管、躯体等必要と認めるものについて検査を行う。
- (3) 防火水槽漏水検査
 - 漏水検査は、満水完了から72時間以上経過後に測定し、さらに48時間経過後測定した結果、漏水がなければ合格とする。
- (4) 防火水槽完了検査
 - 防火水槽設置に係る全ての工事が完了した後に行う。
- (5) 消火栓設置完了検査
 - 消火栓設置の位置が申請図面のとおり適合しているか、消火栓器具、標識が規格のとおりであるかについて行う。
- (6) 消防活動空地
 - 空地の位置・強度・標示が申請図面のとおり適合しているかについて検査を行う。
- (7) エレベーター・オートロック管理システム
 - 申請図面・協議確認のとおり適合しているかについて検査を行う。
- (8) 検査済証の交付
 - 消防署長は、完了検査を行った結果、協議のとおり施工されていると認めた場合、開発者からの交付依頼があれば、「消防施設等検査済証」（様式第1号）を交付するものとする。

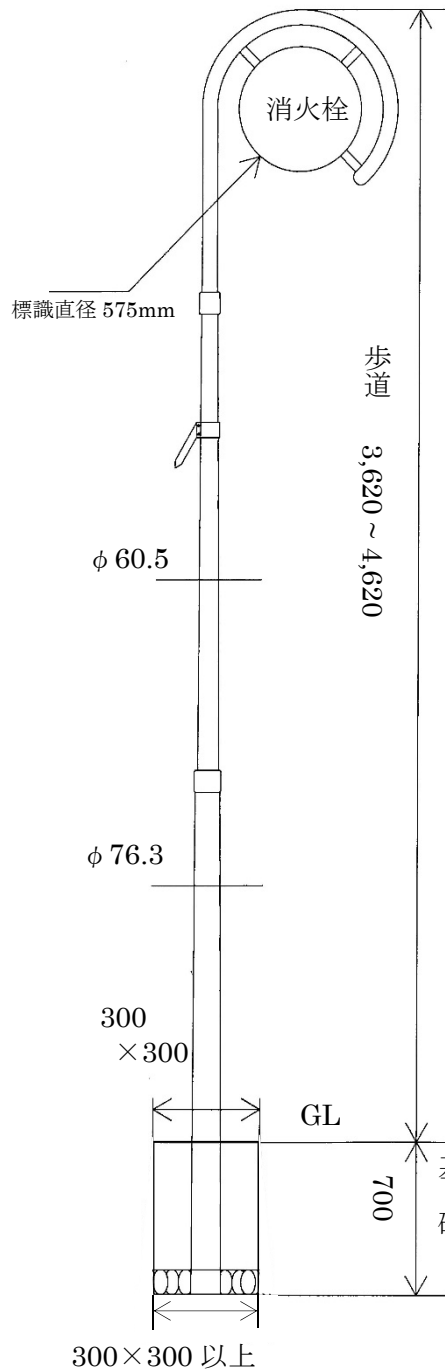
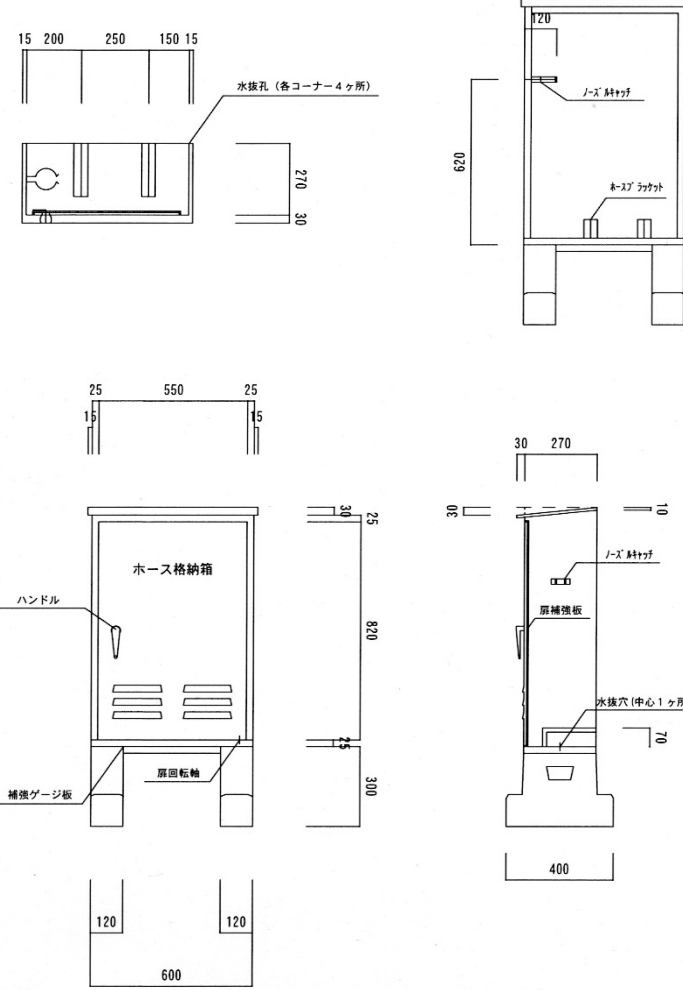
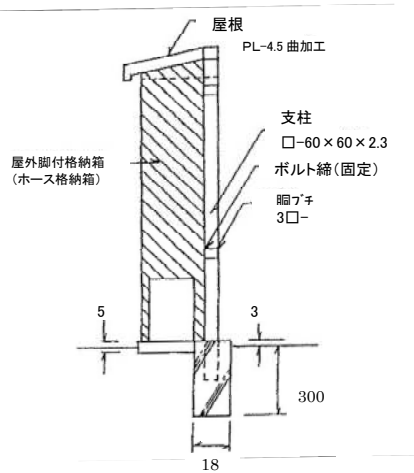
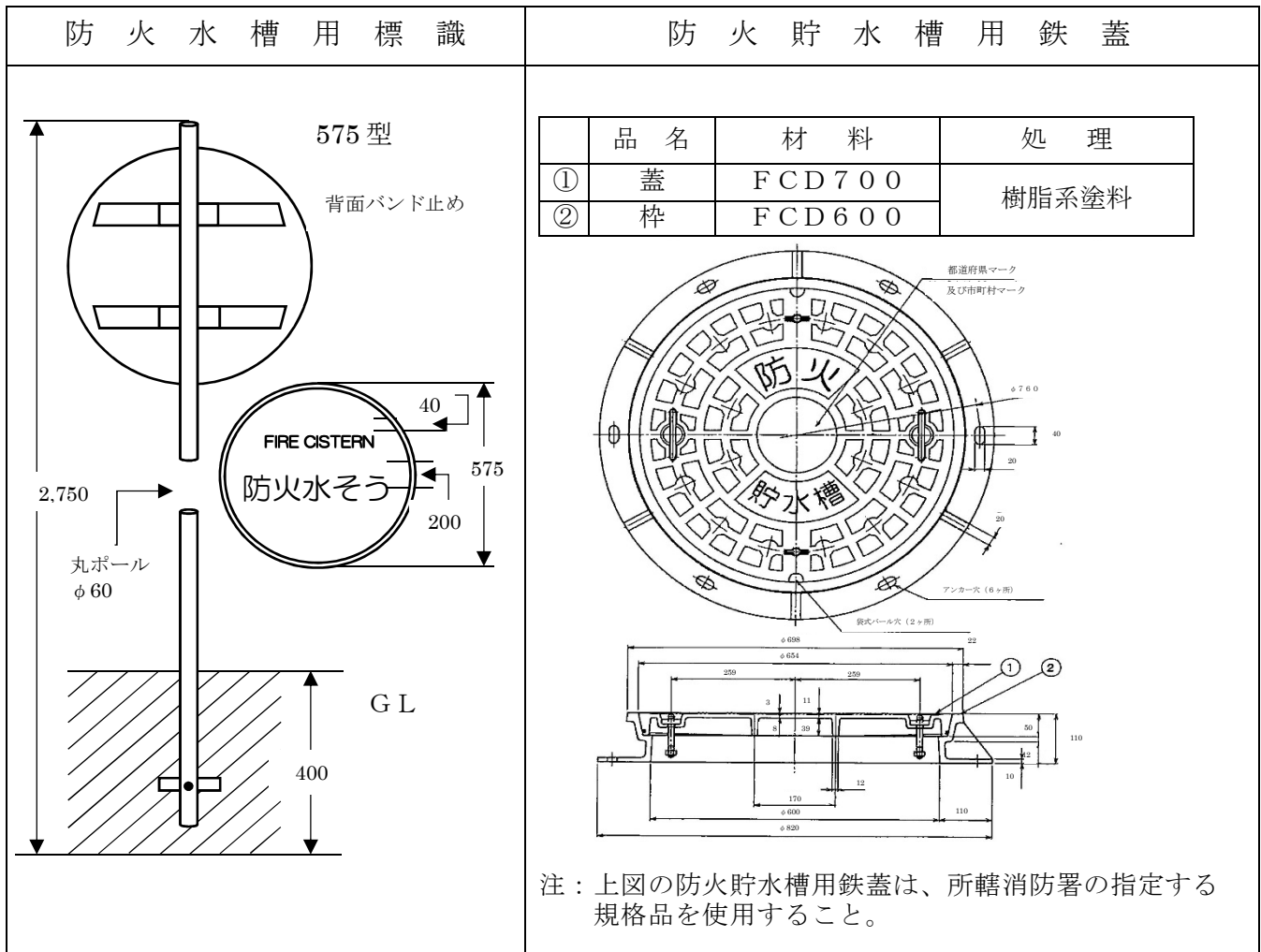
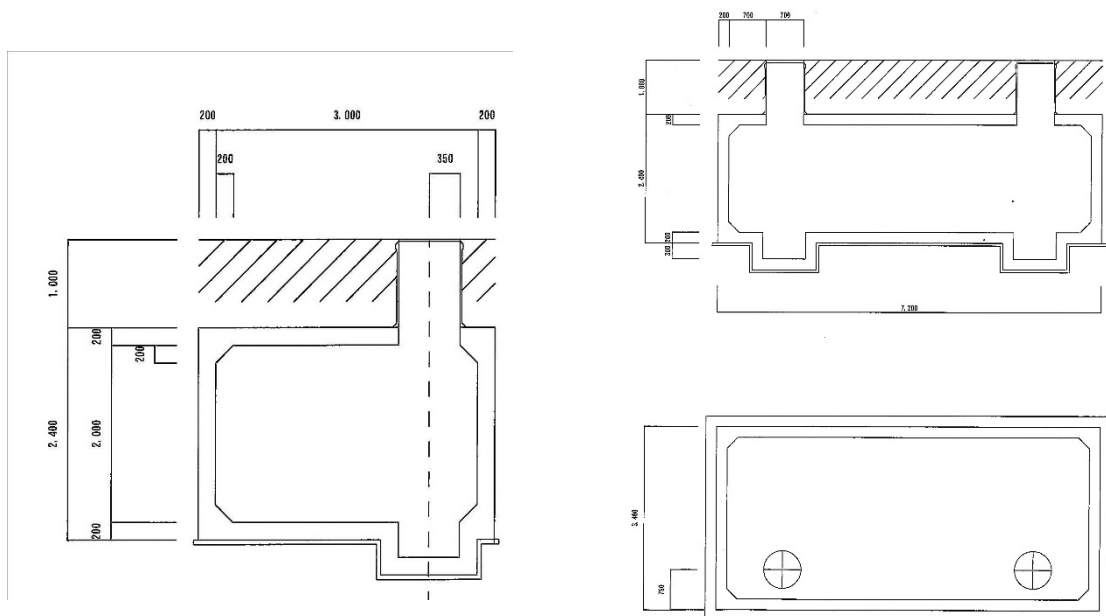
消 防 水 利 標 識	消 火 栓 器 具 格 納 庫								
575型 新 建 植  消火栓 標識直径 575mm 歩道 3,620 ~ 4,620 車道 4,920 ~ φ 60.5 φ 76.3 300 × 300 GL 基礎 700 300 × 300 以上	1 据え置き型ホース格納箱  2 固定式ホース格納箱 固定式ホース格納箱設置例  3 消火栓器具一式の内訳 (1箇所につき) <table border="0"> <tr> <td>(1) ホース 20m × 65</td> <td>3 本</td> </tr> <tr> <td>(2) 管そう (バンド付、可変ノズル)</td> <td>1 個</td> </tr> <tr> <td>(3) スタンドパイプ</td> <td>1 個</td> </tr> <tr> <td>(4) 開閉キー</td> <td>1 個</td> </tr> </table>	(1) ホース 20m × 65	3 本	(2) 管そう (バンド付、可変ノズル)	1 個	(3) スタンドパイプ	1 個	(4) 開閉キー	1 個
(1) ホース 20m × 65	3 本								
(2) 管そう (バンド付、可変ノズル)	1 個								
(3) スタンドパイプ	1 個								
(4) 開閉キー	1 個								

図 3

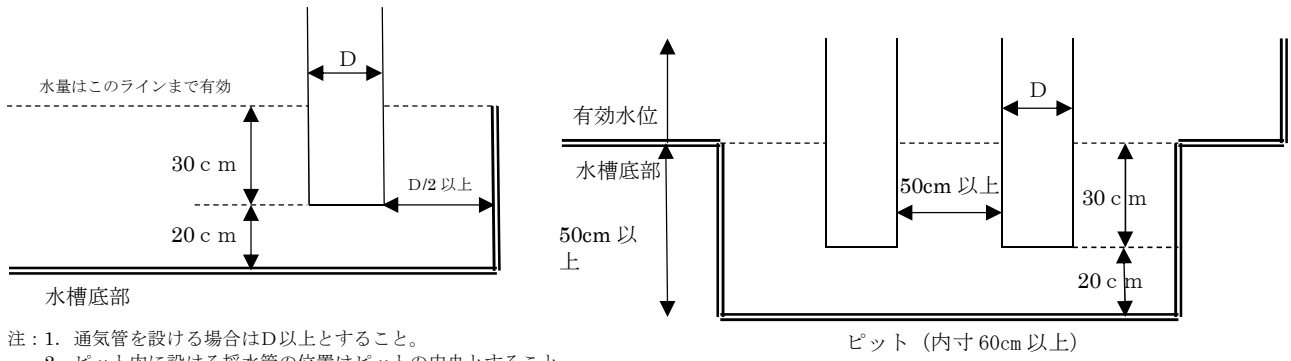


防 火 水 槽 標 準 図



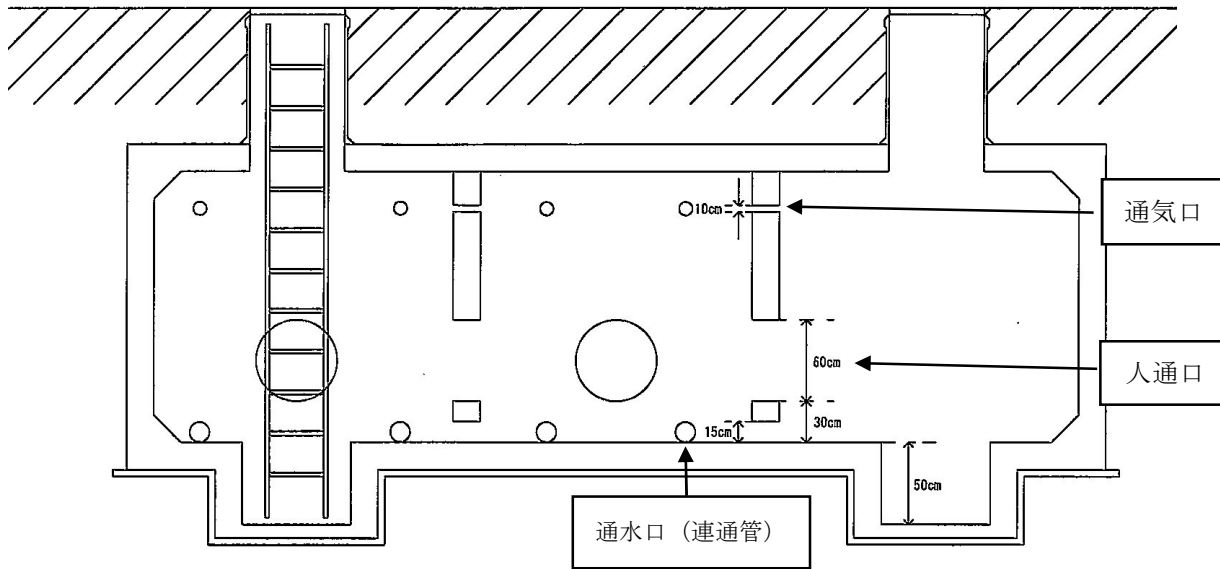
注：自治省消防庁（現、総務省消防庁）発行「防火水槽等技術指針等の作成」に関する報告書（昭和58年3月）に基づくこと。

採水管の基準

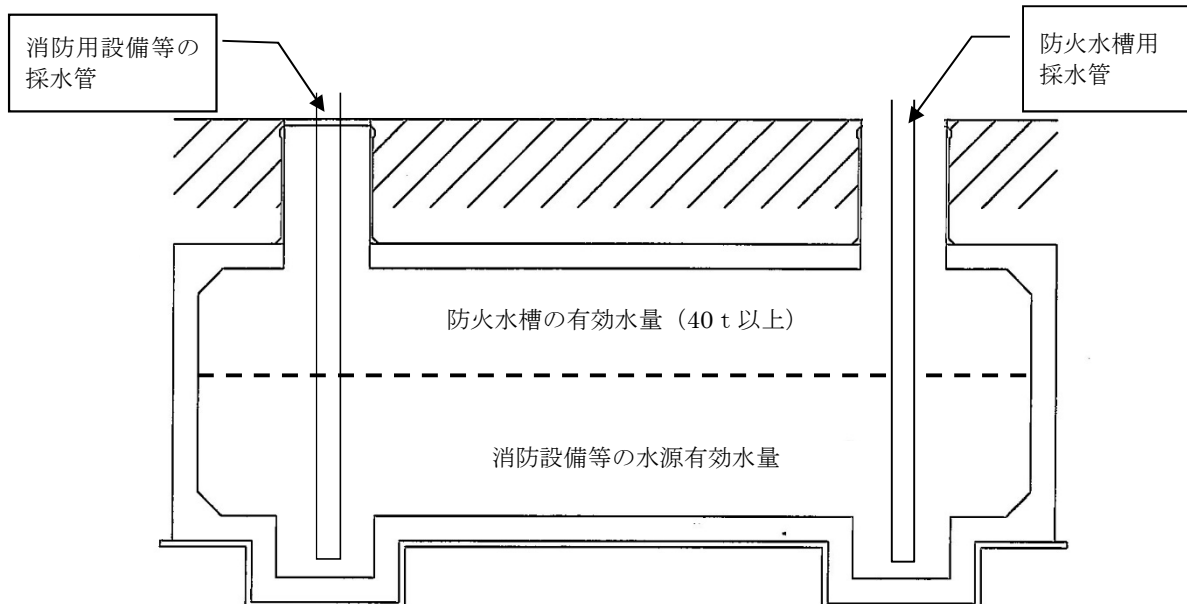


- 注：1. 通気管を設ける場合はD以上とすること。
 2. ピット内に設ける採水管の位置はピットの中央とすること。
 3. 二次製品使用の場合は、ピットを設置しなければ容量（40m³）が確保できない。
 4. 採水管に逆止弁を設ける場合は、点検ワイヤーを指導すること。

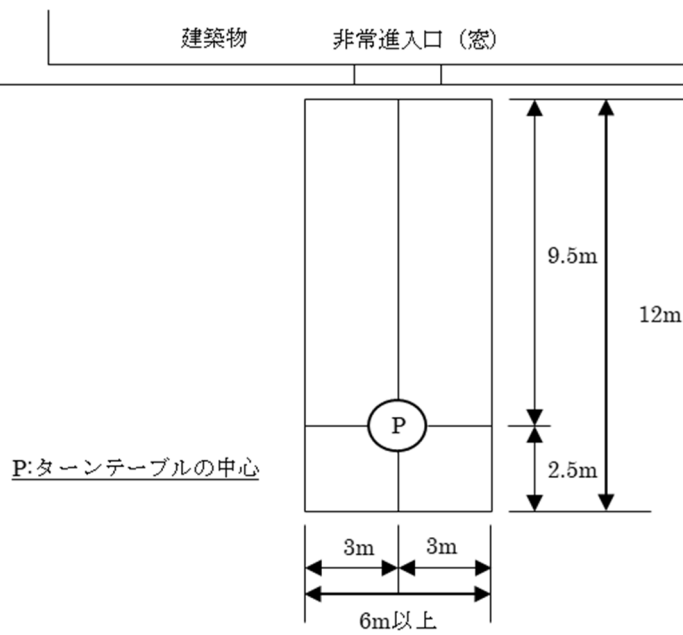
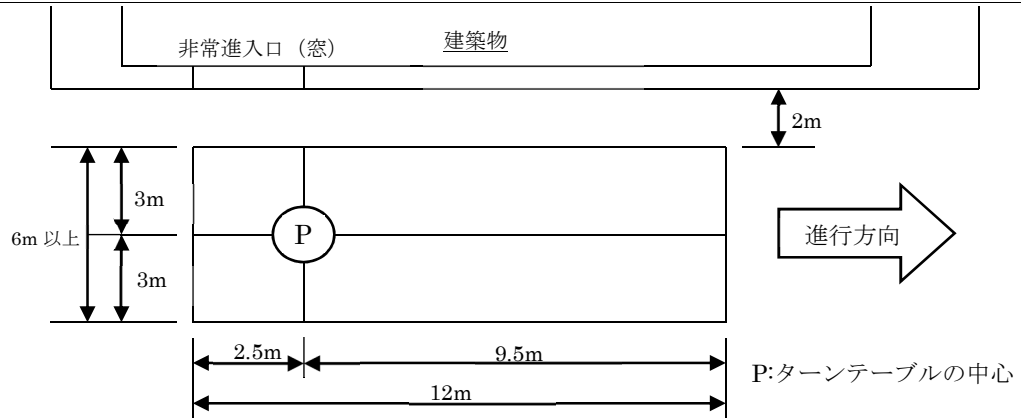
地中張り貯水槽



消防用設備等と併用する場合



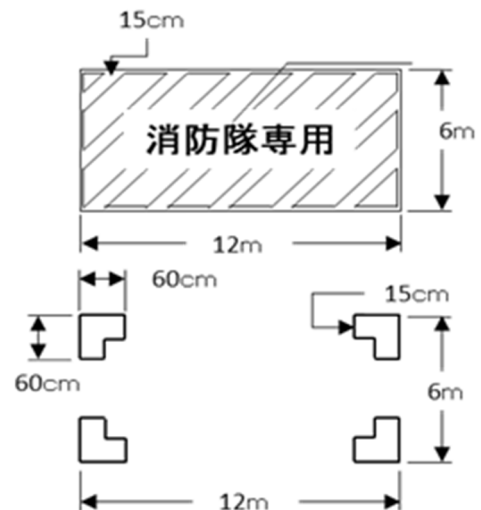
消防活動に必要な空地等の構造等



「ハシゴ車停止場所」標示



はしご車部署位置標示



採水口配管口径算定表

1 換算管長を求める

90°エルボ 使用個数 A表の数値 45°エルボ 使用個数 A表の数値 逆止弁 使用個数 A表の数値

(×) + (×) + (×)

仕切弁 使用個数 A表の数値 (換算管長)

+ (×) = m

2 管長を求める

(実際の管長) (前1の換算管長) (管長)

m + m = m

3 摩擦損失水頭を求める

(前2の管長) (B表の数値) (摩擦損失水頭)

m × m = m

4 損失水頭を求める

(前3の摩擦損失水頭) (採水口からの落差)

m + m = m

よって m < 6.60m ならば吸水可能

(注) 上式を満足しない場合は、口径を換えて計算しなおす

A表

口径 (mm)	90° エルボ	45° エルボ	逆止弁	仕切弁
100	3.2	1.5	8.7	0.7
125	3.9	1.8	10.9	0.8

B表

口径 (mm)	定数
100	0.0446
125	0.0155

開発行為に伴う消防関係検査内容等一覧

湖南広域消防局

※協議確認書交付後の検査の流れをまとめたものです。検査を受ける場合は必ず連絡下さい。不明な点がある場合はお問い合わせ下さい。

	消火栓	防火水槽		活動空地	エレベーター	オートロック
		二次製品	地中張り・現場打ち			
事前提出書類 (協議確認書添付)	・土地利用計画図等への消火栓の図示 ・布設管径の明示	・全体図(給排水管含む) ・型式認定書	・全体図(給排水管含む) ・配筋図面 ・配筋使用量計算書 ・容量計算書	・平面図への活動空地の図示		・解錠ボタン設置場所の図示
中間検査		本体据付後実施 (埋め戻し前)	・鉄筋施工後 ・水槽完成後			
完成検査前	・消火栓枠周囲15cm黄色焼付塗装 ・器具格納箱据付(ボルト固定) ・標識設置	・マンホール周囲15cm黄色焼付塗装 ・手動給水の場合は止水栓枠周囲も15cm黄色焼付塗装 ・標識設置 ・採水管設置の場合は採水口設置 ・現場打ちはコンクリート試験表提出		・ポイントもしくはゼブラ焼付塗装(12×6m) ・ポイントの場合は標識設置 ・進入路の隅切り		
完成検査	消火栓、標識、格納箱、器具一式の検査 ※管轄市役所上下水道課へ検査の連絡をしてください。	・水張り検査(満水後72時間検査) ・漏水検査(水張り検査後48時間検査) ※水張りが完了すれば、管轄消防署に連絡し、水張り検査を受けてください。		原則、はしご車の乗り入れによる検査	・寸法検査 ・トランク付きの場合は機能検査及び1階操作盤「トランク付き」の表示検査	・設置場所(高さ)検査 ・機能検査(作動試験)
その他		・事前提出書類が揃っていない場合は一切の検査が実施できません。書類提出後に検査予約を受けて下さい。 ・地中張り・現場打ちの中間検査は合計2回実施します。		・耐荷重は進入路を含めて25トン必要です。 ・進入路の勾配は10%以内です。 ・活動空地の勾配は5%以内です。	・トランクの鍵は統一キーです。	・自動火災報知設備の設置義務の建物は自動火災報知設備連動開錠方式と解錠ボタンの併せた機能が必要です。 ・管理人常駐の建物については遠隔解錠方式としてください。

<問い合わせ先>

担 当：○消防署消防救助係

連絡先：077－

消 防 施 設 等 検 査 済 証

湖広消 発第 号
年 月 日

湖南広域消防局 消防署
署 長 印

下記の消防施設等は、湖南広域消防局開発指導基準の技術基準に適合していることを証明する。

記

開 発 者	住 所		
	氏 名		
対 象 物	所 在 地		
	名 称		
消防施設等の 種類・容量 数	防火水槽		m ³ ・ 基
		標識・数	(型式記入) ・ 基
	消 火 栓	管径・数	mm ・ 個
		標識・数	(型式記入) ・ 基
		器 具	セ ッ ト (ホース3本・開閉キー・スタンドパイプ・管そう)
		設置数	箇所・型式記入
		活動空地	構造・数
	表示方法		
	代替設備		
	その他 の施設	エレベーター	
		オートロックシステム	
	検 査 年 月 日		年 月 日
検 査 員		階 級 氏名	

		開発番号		
開 発 協 議 確 認 書				
開発事業者名	住 所 氏 名 連絡先 印			
開 発 場 所				
開 発 面 積	m ²	開 発 目 的		
設 計 事 業 名	住 所 氏 名 連絡先 印			
協議事項（指示要件）		協議内容及び結果（条件）		
協議経過については、 年 月 日 協議済				

上記のとおり協議を了したことを確認します。

年 月 日

湖南広域消防局 消防署

署 長

